国政参複第167号 平成20年12月12日

佐川急便株式会社

代表取締役社長 栗和田 榮一 殿

国土交通大臣 金子 一義

## 事業改善命令書

貴社の経営する貨物利用運送事業について調査及び立入検査を行ったところ、航空運送として貨物を受託する際、航空機で輸送が禁止されている爆発物等の危険品(火薬類等)について、品名の記載が行われていないにも関わらずその確認を怠ったこと等により、航空運送として受託し運送を行ったことが明らかとなった。

本件は、爆発物等(火薬類等)の航空機輸送といった航空機の安全運航に 重大な影響を与えうるもので、社会的影響のある事件に重大な関係があり、 貴社の事業は、事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められるので、 貨物利用運送事業法第 28 条第 5 号の規定に基づき事業の運営を改善する ために下記の措置をとることを命ずる。

なお、この改善の具体的措置を平成21年1月13日までに当省あて報告されたい。

また、この命令に違反して改善を行わない場合は、貨物利用運送事業法第 33 条の規定に基づき許可の取り消し等の措置をとることがあるので付言す る。

記

航空輸送として貨物を受託する際、爆発物等(火薬類等)航空機で輸送が禁止されている貨物かどうかについて適切に確認するとともに、このための適正な業務体制を確立すること

国政参複第168号 平成20年12月12日

佐川グローバルロジスティクス株式会社 代表取締役社長 直井 好昭 殿

国土交通大臣 金子 一義

## 事業改善命令書

貴社の経営する貨物利用運送事業について調査及び立入検査を行ったところ、航空運送として貨物を受託する際、航空機で輸送が禁止されている爆発物等の危険品(火薬類等)について、品名の記載が行われていないにも関わらずその確認を怠ったこと、適切な爆発物検査を実施しなかったこと等により、航空運送として受託し運送を行ったことが明らかとなった。

本件は、爆発物等(火薬類等)の航空機輸送といった航空機の安全運航に 重大な影響を与えうるもので、社会的影響のある事件に重大な関係があり、 貴社の事業は、事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められるので、 貨物利用運送事業法第 28 条第 5 号の規定(同法第 34 条第 2 項により附帯 する業務について準用される場合を含む。)に基づき事業の運営を改善する ために下記の措置をとることを命ずる。

なお、この改善の具体的措置を平成21年1月13日までに当省あて報告されたい。

また、この命令に違反して改善を行わない場合は、貨物利用運送事業法第 33 条の規定に基づき許可の取り消し等の措置をとることがあるので付言す る。

記

航空輸送として貨物を受託する際、爆発物検査等の附帯業務を含め、爆発物等(火薬類等)航空機で輸送が禁止されている貨物かどうかについて適切に確認するとともに、このための適正な業務体制を確立すること